平成２２年（フ）第７６１号
川崎市多摩区菅仙谷３丁目１番６―306号
債務者　酒井　年子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７８４号
川崎市麻生区百合丘３丁目４番地11　ハイム百合ヶ丘３、前住所川崎市麻生区高石４丁目２番10―207号
債務者　田中　昭孝
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７８５号
川崎市麻生区百合丘３丁目４番地11　ハイム百合ヶ丘３、前住所川崎市麻生区高石４丁目２番10―207号
債務者　田中　紀子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８１９号
川崎市川崎区渡田新町２丁目３番９号
債務者　武田　正巳
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８２０号
川崎市高津区末長1047番地１　ベルコートウエスト501
債務者　上原　圭子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８３０号
川崎市中原区宮内１丁目４番22―１号
債務者　高原美奈子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８４２号
川崎市川崎区貝塚２丁目11番７号　第二厚生館
債務者　伊藤　久二
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８８６号
川崎市多摩区堰２丁目６番17―201号　小林マンション、前住所川崎市多摩区堰２丁目６番17―202号　小林マンション
債務者　稲葉　有喜
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８８７号
川崎市多摩区堰２丁目６番17―201号　小林マンション、前住所川崎市多摩区堰２丁目６番17―202号　小林マンション
債務者　稲葉　良子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７９０号
愛知県安城市朝日町20番12号
債務者　鈴木　信男
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月24日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第８４９号
愛知県豊田市上丘町定林６番地35
債務者　清田　悠揮
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月24日午後１時50分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１４７号
熊本県八代市本町１丁目４番16号
債務者　田中　穂積
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第１５５号
熊本県葦北郡芦北町大字女島520番地１
債務者　釜　　實夫
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

破産手続終結

平成２１年（フ）第４９８号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町６番11号
破産者　有限会社鹿児島ユニフォーム販売
1　決定年月日　平成22年12月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１１４号
愛知県尾張旭市瀬戸川町２丁目54、開始決定時の住所愛知県一宮市富士３丁目10番19号
破産者　山口　聖明
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部